

放送番組の編集の基準

「株式会社エフエム熱海湯河原」は、コミュニティ放送を通じて公共の福祉、文化の向上に寄与することを目的とします。

1章 人権の尊重

- 1 常に人権を尊重する。
- 2 個人、団体の名誉を傷つける放送はしない。
- 3 人種、職業などに偏見をもたせるような取扱いをしない。

2章 法と政治

- 4 法を尊重し、これを軽視するような取扱いはしない。
- 5 国の機関が審理している問題は慎重に、係争中の問題はその審理を妨げないように注意する。
- 6 国際親善をそこなう放送はしない。
- 7 政治に関しては公正な立場を守る。
- 8 選挙事前運動の疑いがあるもの、公職選挙法に触れるものは取り扱わない。
- 9 政治、経済問題等に関する意見は、その責任の所在を明らかにする。
- 10 政治、経済に混乱を与えるおそれのある問題は慎重に取り扱う。

3章 家庭と児童

- 11 結婚や家庭生活を乱すような思想を肯定的に取り扱わない。
- 12 児童に良い習慣、責任感、正しい勇気などの精神を尊重させるように配慮する。
- 13 児童向け番組は特に情操を重んじ、悪徳、残忍、陰惨などの場面は取り扱わない。

4章 社会の秩序

- 14 社会の秩序を乱す放送はしない。
- 15 社会道徳を尊重し、住み良い社会を創るための放送であるように努める。

5章 教育、教養の向上

- 16 教養番組は教育に関する法令に基づき、正確を期し、興味深く学べる内容とし、教育効果を高めるため、継続的なものとする。
- 17 放送の公共性に基づき、教育の機会均等と生涯教育に役立つものとする。
- 18 教養番組は生活の知識を深め、円満な常識と豊かな情操を養うために役立つものとする。

6章 報道の責任

- 19 ニュースは事実に基づいて報道し、公正に取り扱う。
- 20 ニュースの報道にあたっては、特に人権を侵さぬように注意する。
- 21 ニュースと意見をはっきり区別し、意見はその出所を明確にする。
- 22 ニュース、ニュース解説及び実況中継などは、感情を交えず客観的に取り扱う。
- 23 ニュースの取扱いにあたっては、それが不当な目的や宣伝に利用されないように注意する。
- 24 ニュースの誤報は、速やかに訂正する。

7章 宗教

- 25 信仰の自由を尊重し、中傷的な言動は取り扱わない。
- 26 宗教放送では科学を不定するようなものは取り扱わない。

8章 表現と演出

一般

- 27 正しい言葉で解り易く表現する。
- 28 方言は、その言葉を日常使っている人々に嫌な感じを与えないように注意する。
- 29 放送内容は、生活の時刻を考え合わせ、不快な感じを与えないように配慮する。
- 30 外国作品や海外取材番組では時代、国情、伝統、習慣などの相違から誤解を生じないように配慮する。
- 31 劇的効果のためにニュース形式を用いる場合は事実と混同されることのないよう表現に配慮する。
- 32 病的、残虐、悲惨は事柄などを、ことさら詳細に、あるいは誇張した取り扱いをしない。
- 33 医療や薬品に関しては、いたずらに不安、盲信などを与えないよう注意する。

暴 力

34 暴力行為を肯定するような取り扱いはしない。

犯 罪

35 犯罪を肯定したり、犯罪者を英雄扱いするような取り扱いはしない。

36 とばくとこれに類するものは魅力的に表現しない。

37 医療以外の麻薬の使用、睡眠薬、覚醒剤などを肯定的に取り扱わない。

風 俗

38 風俗や性に関する事柄は、聞く人に困惑、嫌悪の感じを抱かせないように注意する。

39 芸術的作品でも、官能的刺激を与えるようなものは取り扱いを慎重にする。

9 章 聴取者の参加

40 聴取者参加の機会は広く、均等に留意する。

41 報酬や賞品を伴う聴取者参加番組には、番組関係者であると誤解されるおそれのある聴取者の参加を避ける。

42 審査員の選定にあたっては、出演者の技能などを専門的に判断できる人を加えることが望ましい。

43 報酬または賞品によって、過度に射幸心をあおることのないように注意する。

44 企画、演出、司会などは、出演者や聴取者に礼を失したり、不快な感じを与えないよう注意する。

10 章 懸賞と賞品の取扱い

45 懸賞募集では、応募の条件、締切日、選考方法、賞の内容、結果の発表方法、期日などを明らかにする。ただし、放送以外の媒体で明らかな場合は省略することができる。

46 賞金および賞品などの金額は社会常識の範囲内にとどめる。

47 景品などを贈与する場合、その価値を誇大に表現したり虚偽の表現をしない。

11 章 広告の取り扱い

48 事実の有無を問わず、他を誹謗しまたは中傷する広告は取り扱わない。

49 広告は関係法令などに反するものは取り扱わない。

- 50 広告放送はコマーシャルによって、広告であることを明らかにする。(放送法)
- 51 コマーシャルの内容は、広告主の名称、商品、商品名、商標、標語、企業（サービス、販売網、施設など）とする。
- 52 広告は、児童の射幸心や購買欲を過度にそそらないように注意する。
- 53 学校向けの教育番組の広告は、学校教育の妨げにならないように注意する。
- 54 広告主が明らかではなく、責任の所在が不明なものは取り扱わない。
- 55 番組およびスポットの提供については、公正な自由競争に反する独占的利用を認めない。
- 56 事実を誇張して、聴取者に過大評価されるものは取り扱わない。
- 57 製品やサービスなどについての虚偽や証言や、使用した者の実際の見解でないもの、証言者の明らかではないものは取り扱わない。
- 58 契約以外の広告主の広告や、放送局の関知しない私的な証言、勧誘は取り扱わない。
- 59 係争中の問題に関する一方的主張または通信通知のたぐいは取り扱わない。
- 60 特定の対象に呼びかける通信、通知およびこれに類似するものは取り扱わない。ただし、人命その他社会的影響のある場合は除く。
- 61 暗号と認められるものは取り扱わない。
- 62 許可、認可を要する業種で、許可、認可のない広告主の広告は取り扱わない。
- 63 食品の広告は、人の健康を損なうおそれのあるものや、その内容に誇張や虚偽のあるものは取り扱わない。
- 64 教育施設または教育事業の広告で進学、就職、資格などについて誇張のおそれのあるものは取り扱わない。
- 65 占い、心霊術、骨相、手相、人相の鑑定その他迷信を肯定したり科学を否定したりするものは取り扱わない。
- 66 私的な秘密事項の調査を業とするものは取り扱わない。
- 67 いかかわしい商品やサービスに関する広告は取り扱わない。
- 68 秘密裏に使用するものや、家庭内の話題として不適当なものは取扱いに注意する。産制器具や性具およびこれに類するものは取り扱わない。
- 69 アマチュア・スポーツの団体及び選手を広告に使用する場合は、関係団体など慎重に取り扱う。
- 70 寄付金募集の取扱いは、主体と目的が明らかで、公認されたものとする。
- 71 個人的な売名を目的としたような広告は取り扱わない。
- 72 求人に関する広告は、関係官庁への手続きを経していないものは取り扱わない。
- 73 広告は放送時間を考慮して、聴取者に不快な感じを与えないように注意する。

12章 広告の表現

- 74 聴取者に錯覚を起こさせるような表現はしない。
- 75 聴取者に不快な感情を与える表現はさける。
- 76 原則として最大級またはこれに類する表現はしない。
- 77 ニュースで報道された事実を否定するような表現はしない。
- 78 ニュースと混同されやすい表現はしない。特に報道番組のコマーシャルは番組内容と混同されないようにする。
- 79 統計、専門術語、文献などを引用して、実際以上に科学的と思わせるおそれのある表現はしない。
- 80 医療、医薬品、医療器具、化粧品などの広告で医師法、薬事法などに触れるおそれのあるものは取り扱わない。
- 81 医療に関する広告は、医療法に定められた診療科名の範囲を越える広告はしない。
- 82 医療に関する広告は、医師または歯科医師の技能、治療方法、経歴または学位に関する事項にわたらないようにする。
- 83 医薬品の効能効果および安全性について、最大級またはこれに類する表現をしない。
- 84 医療、医薬品の広告にあたっては、著しく不安、恐怖、楽観の感じを与えるおそれのある表現をしない。
- 85 医薬部外品、化粧品の効能効果についての表現は、許可された範囲に止める。
- 86 医師、薬剤師などが医薬品、医薬品外品、化粧品を推薦する広告は取り扱わない。
- 87 懸賞の賞品として医薬品を提供する旨の広告は原則として取り扱わない。

13章 金融、不動産の広告

- 88 金融関係法令に認められていない金融業、利殖業およびこれに類するものは取り扱わない。
- 89 不特定かつ多数の者に対して、利殖を約束し、またはこれを暗示して出資を求める広告は取り扱わない。
- 90 宅地建物取引業法、建設業法により、正規に登録された業者以外の広告は取り扱わない。
- 91 不動産の広告は、投機をあおる表現および誇大または虚偽の表現をしない。
- 92 法令に違反したものや、権利関係など、確認できない不動産の広告は取り扱わない。